

# 第147回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

## 第 1 4 7 回通常総会議事録

1. 日 時 令和元年7月8日（月） 13時28分～14時30分
2. 場 所 ホテルクラウンパレス青森 2階 「光峰の間」
3. 出席会員  
青 森 県 青 森 市 弘 前 市 八 戸 市  
黒 石 市 五所川原市 十和田市 む つ 市  
つがる市 平 川 市 平 内 町 外ヶ浜町  
今 別 町 蓬 田 村 鱒ヶ沢町 深 浦 町  
藤 崎 町 大 鰯 町 田舎館村 板 柳 町  
鶴 田 町 中 泊 町 野辺地町 六 戸 町  
横 浜 町 東 北 町 六ヶ所村 大 間 町  
東 通 村 風 間 浦 村 佐 井 村 三 戸 町  
五 戸 町 田 子 町 南 部 町 新 郷 村  
医師国保組合
4. 欠席会員  
三 沢 市 西 目 屋 村 七 戸 町 おいらせ町  
階 上 町
5. 事務局 舛甚事務局長外10名
6. 提出議案  
(1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件  
(2) 議案第1号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
事業報告の件  
(3) 議案第2号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
一般会計決算の件  
(4) 議案第3号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
診療報酬審査支払特別会計決算の件  
(5) 議案第4号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
職員退職手当特別会計決算の件  
(6) 議案第5号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
国保新聞等特別会計決算の件

- (7) 議案第6号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業  
特別会計決算の件
- (8) 議案第7号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
レセプト電算処理システム準備積立金特別会計  
決算の件
- (9) 議案第8号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
介護保険事業関係業務特別会計決算の件
- (10) 議案第9号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の件
- (11) 議案第10号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
医師確保対策事業特別会計決算の件
- (12) 議案第11号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の件
- (13) 議案第12号 平成30年度青森県国民健康保険団体連合会  
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計  
決算の件
- (14) 議案第13号 青森県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立  
資産等管理運用規程の一部を改正する規程（案）  
の件
- (15) 議案第14号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会  
診療報酬審査支払特別会計補正予算（案）の件
- (16) 議案第15号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会  
介護保険事業関係業務特別会計補正予算（案）の件
- (17) 議案第16号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会障害者  
総合支援法関係業務等特別会計補正予算（案）の件
- (18) 議案第17号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会  
後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算（案）  
の件
- (19) 議案第18号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会特定健康  
診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算（案）  
の件
- (20) 議案第19号 令和元年度青森県国民健康保険団体連合会  
医師確保対策事業特別会計補正予算（案）の件
- (21) 議案第20号 青森県国民健康保険団体連合会役員選任の件

中田 総務課長	第147回通常総会並びに令和元年度顕彰式の開会を告げた。(とき：13時28分)
小野寺 理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
奈良事務局次長	感謝状の授与は、本総会の席上において、受彰者の氏名を朗読することにとどめ、当該市町村長からの伝達表彰をお願いすることとし、受彰者17名の氏名を朗読し、顕彰式を終えた。
奈良事務局次長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、田舎館村長鈴木 孝雄氏を選任した。
議長	就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は37名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、大鰐町長 山田 年伸氏、東北町長 蛭名 鉦治氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
金澤 監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点の説明のみにとどめるよう事務局に対し指示した。
議長	本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項20件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局次長	事務局次長の奈良より説明したい。 議案の3頁をお開き願いたい。 報告第1号は、理事長専決処分事項報告の件である。 国の風しん追加対策の業務開始に伴う、本会の診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正及び予算補正である。 この件については、本年2月の予算総会の際に説明したとおり、国の通知発出に合わせ早急に対応する必要があったことから理事長が専決したものである。 まず、経理規則の一部改正は4頁である。

風しん追加対策による抗体検査と予防接種費用の決済業務は、国保連合会が行うこととされたので、国が示した準則により、当該経理規則に「風しんの抗体検査等費用の支払業務」を追加し、その費用を経理するための新たな支払勘定を設ける旨を規定している。

次に6頁である。

この風しん追加対策に伴う本会診療報酬審査支払特別会計の予算補正である。

第1条にあるが、事務処理経費を扱う第1表業務勘定は、歳入に国が示した処理単価による手数料収入と国庫補助を合わせて1,078万円を追加し、歳出に事務処理経費として同額を追加している。

また、第1条第2項にあるとおり、抗体検査等費用を市町村から受け取り医療機関等に支払するため、第5表「抗体検査等費用に関する支払勘定」を追加し、市町村に対して行った予算措置調査の結果に基づき、歳入歳出それぞれ

4億5,032万7,000円を計上したものである。

7頁からは、予算補正の事項別明細書等を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は原案どおり承認することに決定した。

議 長 次に、議案第1号平成30年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛 甚 事 務 局 長 事務局長の舛甚である。

事業の実施状況については、議案の18頁から97頁に掲載しているが、今日は別資料を用意しているので、これに基づき説明したい。

資料No.1をご用意願いたい。

1頁をお開き願いたい。

まず第1点目は、昨年4月からの新しい国保制度の施行に伴う国保連合会の対応についてである。

(1)であるが、県が保険者として国保連合会に加入するとともに、②に記載のとおり健康福祉部長が本会の理事となっている。

(2)は新制度の運営に係る協議への参画と支援について

である。

①の青森県国保運営方針は県が策定したもので、新制度の運営について規定しており、今年度は30年度の事業実施状況等を踏まえ、その検証作業を行うことになっている。

②のウ国保事業費納付金の算定は、県から委託を受け国保連合会が行っている。

また、③の事務の効率化・標準化については、3つの業務を30年度から新たに実施した。

次に2頁である。

診療報酬の直接支払いに係る体制整備についてである。

新制度施行前は、医療費の支払い財源は市町村から受け取っていたが、30年度からは図の上の④、下の⑤のように、市町村を経由せずに県から直接受け取る体制を整備し、県及び市町村の事務負担を軽減した。

引き続き3頁である。

国保中央会で開発した新制度用の電算システムの運用についてである。

左上の国保連合会、その下の市町村、さらに右側の県のそれぞれに電算システムを設置し、これらを連携して運用することで事務の効率化、コスト削減、更には標準化を図っている。

次は4頁である。

30年度から本格的に実施された保険者努力支援制度についてである。

この制度は、都道府県と市町村が医療費適正化や収納率向上対策、さらに健康づくり事業などにどのように取り組んだかに応じて点数化され、それを基に全国枠で総額1,000億円が競争配分されるものである。

この表は、市町村分と県分を合わせた、今年度交付される1人当たり交付額の速報値である。

右上の表に記載のとおり、本県への交付額は3,424円で、30年度に比べ30円少なくなっている。

全国の他の市町村が取り組みを強化したこともあって、順位も前年の17位から29位に下がっている。

おめくりいただき、5頁は県内市町村別の1人当たり交付

額の表である。

次の6頁は、県内市町村別の獲得点数を載せているので、参考にしていただきたい。

7頁をお開き願いたい。

保険者努力支援制度における国保連合会の支援状況である。本県における市町村分の平均獲得点数は、真ん中の棒グラフのとおり464.8点で、市町村分の交付額約5億5,000万円のうち、国保連合会の支援による交付額は、右側のグラフに記載のとおり約2億6,000万円と試算される。

本会としては、交付金の増額を目指し、県と一体となって市町村支援に努めることとしている。

次は8頁である。

第2点目は、国保連合会が実施している共同処理業務関係である。

(1)及び(2)のシステム関連については、円滑に運用するとともに、説明会の開催や市町村に出向いての現地支援も行った。

また、(3)のレセプトの2次点検であるが、国保総合システムを活用し36保険者からの委託を受けて実施した。

次は9頁である。

第三者行為求償事務であるが、これは、いわゆる交通事故などで生じる医療費の返還請求事務である。

30年度の収納額は、右側の合計欄にあるとおり約2億3,000万円となっている。

(5)の国保医療費通知業務は、全市町村から委託を受け国保加入世帯に通知した。

10頁をお開き願いたい。

ジェネリック医薬品利用差額通知業務の状況である。

30年度は、前年度と同じ37市町村から委託を受け国保加入者に通知しており、財政効果額は年間で約1,000万円となっている。

下の②であるが、本県のジェネリック医薬品の使用割合は、30年12月分では全国平均よりも高い77.3%であるが、欄外の※3に、赤い文字で記載しているとおり、国の目標は

来年の9月までに80%以上とすることとされている。

この目標達成に向けて、これからも支援して参りたいと考えている。

次の11頁は、市町村別の状況であるので、参考にさせていただきたい。

12頁をお開き願いたい。

ビッグデータを活用した保険者機能の強化に向けた取り組みの状況である。

真ん中の図であるが、国保データベースシステム、これは略称でKDBシステムと言っており、健診・医療・介護のデータを個人毎に紐付し、各種情報を提供している。

上の○の2つ目であるが、このデータは明年度から本格実施される「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にも活用されるので、これまで以上に市町村にとって使い勝手の良いシステムとなるよう国保中央会と連携して整備することとしている。

次の13頁であるが、ただ今説明した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についてである。

真ん中の赤い点線で丸く囲んでいる中の、左上に緑色の文字で保健事業と記載している部分であるが、これまでの保健事業は、国保は74歳までの人を健診や重症化予防対策など、それから75歳になると後期高齢者ということで、広域連合から委託を受けた市町村が主に健診だけ実施しているのが実情である。

また、右側の青い文字の介護予防は、通いの場などを独自に行っている例がほとんどであった。

来年度からは、この高齢者に対する保健事業がそれぞれ制度毎で切れ目がないようにするため、要はつないでいくということで、国保と後期高齢者の保健事業を連結させ、さらに介護予防事業と一体的に実施しようというもので、市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受け、その交付金を使って事業展開する仕組みになっている。

従って、本年度は計画年度となるが、来年度の実施計画や予算措置の関係もあることから、10月に国からガイドラインが示される予定になっているが、それを待たずに、既に県、

後期高齢者医療広域連合及び本会とで事務打合せを行っており、今後圏域毎に研修会を開催するなど、3者が一緒になって市町村を支援していくこととしている。

次は14頁である。

第3点目は、医療費の支払状況である。

平成30年度の本県の医療費は、国保と後期高齢者分を合わせると、一番右端の前年度に比べ25億円減の2,566億円となっている。

次の15頁であるが、国保診療報酬等の審査支払業務については、審査の効率化を図るなど円滑な運営にも努めた。

また、⑥あはき療養費の審査支払業務と⑦の風しんの追加的対策にかかる請求支払業務の準備体制の整備に努めた。

(3)は、後期高齢者医療広域連合からの受託業務で、医療費等の審査支払業務をはじめ、レセプト二次点検業務や第三者行為求償事務など多くの業務を受託しており、いずれの業務も順調に運営することができた。

16頁をお開き願いたい。

只今説明したあはき療養費は、本年5月から審査支払業務を行っている。

17頁の風しんの追加的対策についても、3年間の期限付きではあるが5月から受付業務を行っている。

次は18頁である。

第4点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円であったが、19年目の30年度は2.5倍増の1,319億円となっている。

次に19頁である。

本県の介護給付費は全国に比べても高い傾向にあることから、適正化を図るため、③にあるように介護給付費縦覧点検支援業務をはじめ6項目の事業を実施した。

20頁をお開き願いたい。

第5点目は、障害介護給付費等の状況である。

こちらも年々増加している。

次の21頁である。

障害関係であるが、29年度まで本会では給付費の支払業

務のみを行っていたが、30年度からは法改正により、審査業務も新たに受託しており順調に運営することができた。

次に22頁をお開き願いたい。

第6点目は、特定健診関係である。

特定健診の実施率であるが、平成30年11月現在の速報値では全国平均が37.2%、本県が37.1%と全国平均並みとなっている。

次の23頁は、特定保健指導の状況であるので参考にしていただきたい。

24頁であるが、この特定健診関係の実施率アップのため、③の本会に事務局がある在宅保健師の会と、本年4月1日現在で県内に5,500名が配置されている保健協力員と連携し市町村支援に努めた。

次は25頁である。

第7点目は、国が推奨している国保・後期高齢者ヘルスサポート事業で、下の真ん中に国保連合会があり、その中に弘前大学の中路先生を委員長とする保健事業支援・評価委員会を設置し、市町村のデータヘルス計画や個別保健事業などへの支援を行った。

26頁にその取り組み状況を掲載しており、研修会の開催や個別に支援を希望した青森市をはじめ、9つの市町村を支援した。

27頁をお開き願いたい。

第8点目は、本会で実施している医師修学資金支援事業関係である。

修学生の年度別推移であるが、事業をはじめた17年度から今年度までの15年間において、入学料と授業料を貸し付けしている一般枠の合計は、青い色の部分で274名である。

また、赤い色は、月10万円の奨学金を併せて貸し付けしている特別枠で76名である。

修学生の合計は350名となる。

最後に28頁である。

修学資金の支援を受けた卒業生の勤務状況である。

今年の6月1日現在で勤務している医師は、真ん中の赤い色の一番下の合計欄にあるように118名であるが、約4割

が1番上の弘前大学医学部附属病院に勤務している状況にある。

医師確保が厳しい町村部の自治体病院や診療所に多く配置されるよう、弘前大学並びに県当局に引き続き要望して参りたい。

事業報告の説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に決算関係である。

議案第2号平成30年度一般会計決算の件から第12号平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局から説明を求めた。

奈良事務局次長

各会計の決算状況を簡潔に資料にまとめたので、本日配付している資料No.2、平成30年度決算説明資料をご準備いただきたい。

1頁をお開き願いたい。

まず、平成30年度の決算総括表である。

一番上の議案第2号一般会計から第12号特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの11の会計の合計は、一番下の欄で、決算額②の収入高は4,290億7,345万2,295円、③の支出高は4,288億4,834万3,420円、右隣りA欄の翌年度繰越額は2億2,510万8,875円である。

次に、各会計の概要を説明したい。

2頁をお開き願いたい。

この資料の構成であるが、左から議案番号、会計区分、その右のA欄に翌年度繰越額を万円単位で記載している。次の大きなB欄は、収入面での予算との比較説明で、一番右のC欄は支出面での予算との比較説明である。

なお、それぞれ主な事由については赤字で表記している。それでは、一番上の議案第2号一般会計の決算の会計区分欄をご覧願いたい。

予算現額に対する収入高は1億6,033万629円、支出高は1億3,153万4,090円で、差引残高は2,879万6,539円である。

これは、B欄収入が、1款負担金、2款国庫支出金及び6款繰越金の増により1,015万円増額になったこと、またC欄の支出面で2款総務費の人件費の減などにより、トータル1,863万円の不用額が生じたことによるものである。

次に、議案第3号は国保の医療費関係を専門に経理する診療報酬審査支払特別会計の決算である。

まず、運営費を経理する業務勘定であるが、収入高は5億6,688万7,342円、支出高は5億3,156万5,971円、差引残高は3,532万1,371円である。

B欄の収入が160万円のマイナスとなっているが、これは8款諸収入で、社保と国保間で資格が移ったにもかかわらず、保険証を切り替えずに受診した場合の医療費を調整している受入金が、見込みを下回ったことによるものである。

なお、この調整金は、受入金と同額を歳出で払込みをしているので、歳入欠陥となったものではない。

一方、右の支出面では、1款総務費の人件費並びに各種事業経費の減、8款諸支出金の減などにより3,692万円の不用額が生じている。

次に、この審査支払特別会計には、医療費を保険者から受け取り医療機関に支払うための支払勘定が3つある。

まず、国保医療費の支払勘定であるが、収入高は963億1,037万974円、支出高は963億993万789円で、差引残高の44万185円は、一部の県立の医療施設が翌月支払となっていることによる繰越額である。

その下、2つ目は公費負担支払勘定である。難病や乳幼児医療など20項目の公費を負担者から受け取り、支払いするもので、収入高は36億2,429万7,405円、支出高は35億3,573万6,880円、差引残高は8,856万525円である。

この大きな繰越額は、B欄の2款国庫支出金にある高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が概算交付のため、支払確定額と差額が生じたもので、今年度予算補正の上、国庫に返還する。

続いて、3頁をお開き願いたい。

3つ目の支払勘定は出産育児一時金を経理しており、収支

とも3億7,377万6,176円である。

次は、議案第4号職員退職手当特別会計の決算である。

収入高は1億3,472万2,269円、支出高は1億3,470万9,833円、差引残高の12,436円は定期預金利息で、これを退職積立金に追加する。

次に、議案第5号は国保新聞や参考図書の斡旋、また国保の医療費通知などの費用を経理する国保新聞等、特別会計の決算である。

収入高は8,638万5,588円、支出高は8,638万4,902円、差引残高の686円は30年度の利益金である。

次に、議案第6号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計の決算である。

事業報告でも説明したが、本会が交通事故などでかかった医療費を損害保険会社や加害者に請求し、受入金を委託された保険者に送金するもので、昨年度は2億2,931万1,275円を収納し、その全額を市町村などに送金した。

次の議案第7号はレセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

国が進めている国保と社保のシステム共同開発に係る手数料を保険者から納付いただき、国保中央会へ特別分担金として支出しているもので、収支とも374万7,051円である。

次に4頁である。

議案第8号は介護保険関係の特別会計の決算である。

まず業務勘定である。

収入高は1億9,458万1,039円、支出高は1億8,053万2,210円、差引残高は1,404万8,829円である。

B欄の収入面は、レセプト件数が見込みを上回ったことによる1款手数料の増などにより319万円のプラスとなった。

また、C欄支出では、1款総務費で人件費、関係会議費用などの各種事業執行経費の減により1,085万円の不用額が生じている。

次に、介護保険事業に係る2つの支払勘定である。

まず、介護給付費を保険者から受け入れし、介護事業所へ支払をする介護給付費支払勘定であるが、収支とも1,302億1,500万1,024円である。

また、その下の公費負担支払勘定は、介護保険に関する生活保護や難病など12項目の公費負担を経理しているのもので、収支とも17億897万9,035円である。

次に、議案第9号は障害者支援費に関する特別会計の決算である。

まず業務勘定は、収入高5,139万9,134円、支出高4,715万4,812円で、差引残高は424万4,322円である。

B欄の収入面で、1款手数料の電子証明書発行手数料件数が見込みを下回った関係で、33万円のマイナスとなっているが、C欄の支出において1款総務費の人件費の減などで、457万円の不用額が生じている。

下の障害介護給付費支払勘定は、収支とも324億604万426円、また、その下の18歳未満の障害児の給付費を経理する支払勘定は、収支とも38億9,678万9,684円で、それぞれ保険者等から受け入れし各事業所に支払いしている。

次に、5頁をお開き願いたい。

議案第10号は医師確保対策事業特別会計の決算である。

収入高は各市町村からの負担金、県支出金などで1億6,354万4,050円、支出高は医学生への授業料などの修学資金支援費で1億4,524万9,725円、差引残高は1,829万4,325円である。

30年度は、支援希望者が定員を割り込んだことなどに伴い、B欄収入は2款県支出金が1,016万円の減収となったものの、C欄支出では1款事業費の支援費に大きく不用分が生じている。

次に、議案第11号は後期高齢者医療関係の特別会計決算である。

まず、業務勘定の収入高は6億6,769万4,742円、支出高は6億3,723万7,781円、差引残高は3,045万6,961円である。

B欄収入はトータル1,412万円の減となった。  
レセプト件数が見込み程伸びず、1款手数料が減となったものである。

C欄支出面では、1款総務費の人件費や電算処理システム賃借料の減、それから2款事業費の各種通知書の件数の減などにより、合計4,457万円の不用額が生じている。

続いて、後期高齢者に関する医療費を経理する支払勘定は収支とも1,565億8,095万5,303円、またその下の公費負担支払勘定は、収支とも3億7,703万8,136円で、それぞれ保険者、公費負担者から受け入れし医療機関等に支払いしている。

次に6頁をお開き願いたい。

議案第12号は特定健診関係の決算である。

まず、業務勘定の収入高は3,566万6,503円、支出高は3,073万3,807円、差引残高は493万2,696円である。

これは、収入面で受診件数の増により1款手数料が増収となったこと、また支出において、3款諸支出金の国保中央会に支払うシステム負担金が予算件数を下回り、不用額が生じたことによるものである。

下の特定健診等費用支払勘定は、国保被保険者分の健診費用を経理しているもので、収支とも8億6,465万4,923円、その下の後期高齢者分については、収支とも4億2,127万9,587円である。

最後に7頁で積立金の状況である。

下から2つ目に記載の7番の合計額であるが、平成30年度末の保有額は2億6,016万5,000円である。

決算関係の説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第2号から第12号までの計11件の議案は、原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、議案第13号財政調整基金積立資産等管理運用規程の一部を改正する規程の件から第19号令和元年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計7件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局次長

説明は、本日配付している資料No.3で行いたい。

議案第13号から第19号までの7件については、提案理由が各議案に跨っているものもあることから、本資料に簡潔にまとめたので、これにより説明したい。

おめくりいただき1頁をご覧願いたい。

提案理由は4点ある。

第1点目は、国保連合会における新たな積立金の創設に伴う規程の一部改正と予算補正である。

(1)の経緯にあるが、①国保連合会は5年に1回、収益事業の法人税課税判定を受けることになっている。

②この際、退職金など記載の4つの積立金は非課税とされているが、高額な経費を要するICTやAIを活用した審査支払システムの高度化等に係る積み立ては課税されることになっている。

③このため、厚生労働省は国税庁と協議し、ICT積立金として非課税で積み立てできるとした通知を発出したところである。

④これに基づき、各連合会では規程の改正と予算補正を行い、⑤のとおり本年7月の所轄税務署で課税判定を受ける際、これらが掲載された総会議案を添付することとされたところである。

このため(2)にあるように、議案第13号で本会財政調整基金積立資産等管理運用規定の一部改正を提案している。

その内容は、国の通知に基づき、積立金の種類にICT積立金を追加し、その積み立て上限額を当該年度の手数料収入の30%と規定する。

次に2頁をご覧願いたい。

この国の通知により、予算補正を必要とする会計は(3)①アの診療報酬審査支払特別会計から、オの特定健診・特定保健指導等事業までの5つの特別会計の業務勘定である。

その補正内容は②にあるが、各会計ともに歳出の科目を新設し、今回はICT積立金を1,000円科目計上する。

その財源は、予備費の減額で対応することとしている。

次に第2点目は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の精算に伴う予算補正である。

この交付金は、70歳代前半の患者の医療機関での負担を1割におさえるため国が補填しているもので、概算で国保連合会に交付されている。

決算でも説明したが、平成30年度において確定した実績額が概算交付額を下回り返還額が生じたので、これを国に返還するため、議案第14号において、診療報酬審査支払特別会計公費負担に関する支払勘定の歳入・繰越金と歳出・返還金にそれぞれ8,856万1,000円を追加補正する。

続いて3頁である。

第3点目は、特定健診等データ管理システム機器更改に係る予算補正である。

この程、当該システムの機器更改経費が全額国庫補助されることになったため、議案第18号において、特定健康審査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定を予算補正するものである。

②の内容であるが、歳入に科目を新設のうえ、国庫補助額3,500万円追加し、歳出において、リース調達で予算編成していたものを国庫補助による一括買取り調達に組み換えるものである。

第4点目は、医師修学資金支援事業の貸付金返還に伴う予算補正である。

当該支援事業に2名の契約解除者が出て貸付金の返還が生じたので、議案第19号において、医師確保対策事業特別会計の歳入・貸付金返還金に535万円を追加し、県に支出金を返すため、歳出・返還金に同額を追加する。

おめくりいただき、4頁からは只今説明した議案第13号の規定改正の新旧対照表を、6頁からは議案第14号から第19号までの各会計補正予算の総括表を載せている。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第13号から第19号までの計7件の議案は、原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、議案第20号役員選任の件について、事務局から説明を求めた。

奈良事務局次長

議案書の344頁をお開き願いたい。

		議案第20号は、任期満了に伴う役員選任の件である。
		1の選任いただく役員は理事18名、監事3名である。
		2の選任の方法であるが、県市長会及び県町村会並びに青森県から推薦のあった方々と、(2)に記載の学識経験者理事については本会理事会で推薦した者を総会で選任することになっている。
		従って、県市長会等から推薦いただいた345頁に記載の方々を役員として選任いただきたいという主旨である。
		説明は以上である。
議	長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第20号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	令和元年度の国保制度改善強化実行運動を強力に推進するため、運動目標を決議文として議題に供し、事務局の説明を求めた。
	奈良事務局次長	お手元に配付している決議文をご覧願いたい。
		来たる11月28日に開催予定の国保制度改善強化全国大会を経て、実現を期する当面の懸案事項として9項目を掲げ、本年度の実行運動を展開して参りたいという主旨であることを説明し、決議文を朗読した。
議	長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、実行運動に関する決議文は満場一致をもって、原案どおり決定する旨宣した。
議	長	議了を宣した。(とき：14時29分)
	高樋副理事長	閉会挨拶。
	中田総務課長	総会日程の終了を告げた。(とき：14時30分)

上記第147回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7月29日

議長

山本 為雄

令和元年 7月31日

議事録署名者

山田 年伸

令和元年 8月2日

同上

佐々木 銀治

## 第147回通常総会理事長挨拶文

とき 令和元年7月8日 午後1時30分

ところ クラウンパレス青森 2階「光峰の間」

皆様こんにちは。

理事長を務めます、青森市長 小野寺晃彦でございます。  
す。

第147回通常総会開会にあたり、皆様方には、大変ご多  
忙のところご出席賜り、誠にありがとうございます。

すでにご案内申し上げましたとおり、本日の総会では、  
平成30年度事業報告と各会計の決算、任期満了に伴う役  
員選任等をご審議賜ります。

また、それに先立ちまして、永年にわたり国保事業の  
発展・安定運営に寄与され、その功績が顕著な方々を表  
彰することとしております。

まずもって、これまでのご努力に改めて感謝を申し上  
げる次第であります。

さて、各議案の説明につきましては、議案審議と併せ  
まして進めて参りますが、私から冒頭2点ご報告申し上  
げます。

1点目は、平成30年度の会務運営についてであります。

年間の支払額は4600億円を超すわけではありますが、医療費・介護給付費などの「審査支払業務」の円滑な運営に全力を挙げてきたところであります。

また、今日ご来席の市町村の皆様の健康づくり、また医療費適正化に活用いただくデータの提供をはじめ、新制度に対応した共同電算システムの導入など、いずれも順調に運用することが出来ました。

これもひとえに、皆様のご支援、ご協力の賜物と、厚く御礼を申し上げます。

次に、第2点目は、本県の国保財政の状況についてであります。

本日、「国保財政等の状況」という配付資料をもうお配りしておりますが、新しく導入されました国保事業費納付金制度の効果、また、保険税収納率の向上などにより、22年ぶりに赤字市町村が解消されたということでもあります。

もつとも、市町村個々に眼を転じますと、保険料の引き上げ、また、一般会計の繰り入れなどを余儀なくされており、厳しい状況が続いているところでもあります。

本会としては、国保事業の一層の安定運営を図るため、

「保険者努力支援制度」の評価に直結する共同事業の、更なる充実に努めるとともに、明年度から本格的に始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」への支援に、全力で取り組んで参ります。

皆様方の、一層のご支援をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。